江津市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する要綱

平成29年6月1日 教委告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、教育長交際費(以下「交際費」という。)の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

- 第2条 交際費の支出区分は、支出の内容により、次のとおり分類する。
 - (1) 弔慰 教育行政関係者及びその親族に対する香料等に係る支出
 - (2) 慶事 教育行政運営に関係する個人及び団体の慶事に係る支出
 - (3) 見舞 教育行政関係者等の傷病、災害等の見舞に係る支出
 - (4) 会費 会費を必要とする会議、研修会、会合等への参加に係る支出
 - (5) 贈答 教育行政運営上必要な相手への土産等に係る支出
 - (6) その他 前各号に掲げる支出区分以外で、教育行政運営上、教育長が特に 必要と認めるものに係る支出

(支出基準)

第3条 前条に規定する支出区分に応じた一般的な支出基準は、別表に掲げるとおりとする。ただし、この基準は一般的な支出基準を示したものであり、特段の事情がある場合は、別途協議して決定する。

(公表する内容)

- 第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、相手 方に特段の配慮が必要と求められる場合は、個人名等を公表しないものとする。
 - (1) 支出年月日
 - (2) 支出区分
 - (3) 支出内容
 - (4) 支出金額

(公表の時期)

第5条 交際費の公表は、年2回行うものとし、4月から9月までの支出に係るものは10月に、10月から翌年3月までの支出に係るものは翌年4月に行うものと

する。

(公表の方法)

第6条 交際費の公表は、教育長交際費支出状況 (様式第1号) を市のホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

支出区分	対象者		金額
弔慰	校長	本人	10,000円
		配偶者、親、子	5,000円
	教頭	本人	10,000円
		配偶者、親、子	3,000円
	上記を除く教職員	本人	10,000円
	市教育委員	本人	10,000円
	学校医、学校歯科医、学校薬剤師	本人	10,000円
	教育事務所所管内市町村教育長	本人	10,000円
		配偶者、親、子	5,000円
	教育長が特に必要と認める者		5,000 円以内
慶事	教育振興上名誉となる行為、業績へのお祝い		
	祝賀会、記念式典等へのお祝い		10,000 円以内
	総会、懇談会、行事等へのお祝い		
見舞	病気見舞(15 日以上入院の場合)	校長	5,000 円以内
		教頭	3,000 円以内
会費	会費を必要とする会合、研修会等への出席に係る支出		会費相当額
贈答	教育行政運営上必要な相手への土産等		社会通念上、妥
			当な金額
その他	教育長、教育委員用名刺		社会通念上の範
			囲内の実費
	教育長が特に必要と認めるものに係る支出		社会通念上、妥
			当な金額

教育長交際費支出状況 (年 月分)

(単位:円)

支出年月日	支出区分	支出内容	支出金額